

第 1 設問 1

1 (1)

ア 甲社取締役である B は、臨時取締役会の日 の 1 週間前に A を除く各取締役等に招集通知を發した。この招集手続に会社法 368 条 1 項違反（以下、「会社法」は省略）の瑕疵がある。

イ 会社法は、瑕疵ある取締役会の決議について、特別の規定を設けていない(831 条参照)。そのため、**法の一般原則に従い、瑕疵ある取締役会の決議は原則として無効である。**

もっとも、決議の結果に影響がないと認めるべき特段の事情がある場合にまで無効とする必要はないから、かかる場合には法的安定性の見地から例外的に有効となる。

ウ **「特別の利害関係を有する取締役」(369 条 2 項)にあたる場合、取締役会議決に加わることができない。(369 条 1 項)**、A は自身の解職が議題になっている代表取締役 (362 条 2 項 3 号) であり、自己保身を図りたいと考えるのが通常であるから、「特別の利害関係を有する取締役」(369 条 2 項)にあたると考えられる。そのため、**A は**議決に加わることができない。**以上 (369 条 1 項) したがって** A に招集通知を發しなくとも決議の結果に影響はないといえる。**も考えられる**

しかし、本件のように、経営方針対立が理由となって代表取締役の解職議案が提出されている場合にまで、特別利害関係人にあたるとしてしまうと、解職議案を出した方の取締役が有利に扱われることになり妥当でない。そして、A の海外出張中に臨時取締役会が行われると解職議案について A が反論する機会が与えられないことになり決議の結果に影響がないとは言えない。

エ **したがって**、A を代表取締役から解職する旨の臨時取締役会の決議は無効である。

2 (2)

ア A の解職議案の可決に続いて、解職された A の報酬の額を従前の代表取締役としての月額 150 万円から月額 20 万円に減額する旨の議案が可決された。

イ **取締役の報酬額が具体的に定められた場合には、その報酬額は、会社と取締役間の契約内容となり、契約当事者間である会社と取締役の双方を拘束する。**

そのため、株主総会が取締役の報酬につき減額・不支給する旨の決議をしたとしても、当該取締役が同意しない限り、報酬額を減額することはできない。

なお、この理は、取締役の職務内容に著しい変更があることを前提としている場合にも妥当する。

ウ 甲社では、取締役の報酬等の額について、株主総会の決議によって定められた報酬等の総額の最高限度額の範囲内で、取締役会の決議によって役職ごとに一定額が定められ、これに従った運用がされていた。この運用に従えば、A の報酬額は月額 50 万円であった。A は月額 50 万円までの減額には同意していたといえる。

コメントの追加 [td1]: 規範がきちんと示されています。

コメントの追加 [td2]: 報酬の決め方の総論については、簡単に書いておいてよいと思います。他の方を参考にしてくださいね

エ したがって、Aは甲社に対して、月額50万円の報酬を請求できる。

第2 設問2

1 (1)

ア Aは、甲社代表取締役を解任されたことに「正当な理由」がなく、これによって残存任期の損害が生じたとして、残存任期の報酬相当額の損害賠償を請求すると考えられる(339条2項)。

イ この点、339条2項の趣旨は、解任の自由の保障と、取締役の任期に対する期待の保護という両者の利益の調和を図る点にあることに鑑み、「正当な理由」は、当該取締役に経営を行わしめるにあたって障害となるべき状況が客観的に生じた場合に限り認められると解すべきである。

ウ Aの解任理由は海外事業の失敗である。しかし、Aは事業の海外展開を行うために必要かつ十分な調査を行い、その調査結果に基づき、事業の海外展開を行うリスクも適切に評価して、取締役会においてその旨の議案を提出し可決を得ている。そのため、Aに不正行為や法令違反があったとはいえ、経営を行うのに障害となるような状況が客観的に生じているとは言えない。したがって、Aの解任に「正当な理由」はない。

エ 以上から、Aは、甲社に対して、任期までに得られたであろう8年分の報酬を損害賠償できる。

2 (2)

ア ①

Bは、代表取締役Aを解任する訴えを提起する(854条)。

Bは甲社株式を20%保有し、100分の3以上の議決権を有するので、原告適格が認められる(854条1項1号)。なお、甲社は公開会社ではない株式会社であるため、議決権の保有期間の制限はない(854条3項)。

Bはこの訴えにおいて、甲社とAを被告とする(855条)。

イ ②

かかる訴えが認容されるためには、I不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実があったこと、IIそれにもかかわらず、当該取締役の解任議案が株主総会において否決されたことが必要となる。

本件では、Aが多額の会社資金を流用していたことが明らかであるから、Iが認められる。

もっとも、Aが解任されることを恐れて、裏工作をして、定時株主総会が定足数不足で流会となっているところ、IIが認められるか問題となる。

この点、「株主総会において否決されたとき」とは、議案とされた当該役員の解任決議が成立しなかった場合をいい、多数派株主の欠席により定足数が不足した場合も含むと解する。

なぜなら、解任の訴えの制度は、明らかに解任が相当であるのに取締役自身が多数は株主である等の理由によって株主総会で解任できない場合に、少数派株主を保護する趣旨であ

コメントの追加 [td3]: 適切に問題文を摘出していいと思います。

コメントの追加 [td4]: 出題趣旨に減額の予知について書かれていましたが、合格答案を目指すという点では、書く必要はないと思います。

る。そうであれば、多数派株主がボイコットすることにより解任の訴えの提起を妨害できることは相当ではないからである。

本件では、A は解任されることを恐れて、旧知の仲の株主数名に欠席するように要請し、株主総会を定数不足で流会にしており、「否決されたとき」にあたり、II が認められる。

第3 設問3

1 ①

ア C の甲社に対する会社法上の損害賠償責任として、内部統制システムを構築すべき義務に違反した任務懈怠に基づく損害賠償責任（423 条 1 項）が考えられる。

イ 取締役は、善管注意義務・忠実義務の一内容として、①当該会社の規模や特性等の実情に応じた内部統制システムを決定し、構築する義務と、②構築された内部統制システムを有効に機能させ、運用する義務を負う。

①の構築義務について、経営判断原則が適用されるか問題となるが、内部統制システムは経営管理・監督の手段であり業務執行そのものではないし、積極的にリスクを取ることも問題にならないため、内部統制システムの水準に幅は認められるものの、経営判断原則を適用することはできない。そして、不正行為防止のための内部統制システムは、以前に同様の不正行為があったなど当該不正行為の発生を予見すべき特別の事情がない限り、通常想定される不正行為を防止するための管理体制を構築すれば足りると解される。

②の運用義務については、内部統制システムの構築により業務執行取締役や使用人の間で職務が分担されていることから、各取締役は、内部統制システム外形上問題なく機能している場合には、その内容につき疑念を差し挟むべき特段の事情がない限り、内部統制システムから取締役会に提供される情報を信頼することが許されると解する。

ウ 甲社は、内部通報制度を設け、役員及び従業員向けにコンプライアンス研修を定期的に行うなどして、法定遵守に向けた取り組みを実施している。また、甲社は総合建設業を営んでいるところ、下請け会社との癒着を防止する体制を整備している。これらの事情から、甲社の実情にあった内部統制システムを構築しているといえる（①充足）。

E と F の偽装工作は手の込んだものであり、疑念を差し挟むべき特段の事情はなかったといえる。また、内部通報制度の担当者が C に報告したところ、C は直ちに法務・コンプライアンス部門に調査を指示しており、内部統制システムを有効に機能させていたといえる（②充足）。

エ 以上から、C は上記責任を負わない。

2 ②

ア D の甲社に対する会社法上の損害賠償責任として、善管注意義務違反（330 条、民法 644 条）を内容とする任務懈怠に基づく損害賠償責任（423 条 1 項）が考えられる。

イ 甲社の内部通報制度の担当者は、本件下請工事の不正を D に報告した。しかし、D はこれまでに不正がなかったこと、会計検査人からの指摘がなかったこと、不正に関わった

とされるEを信頼していたことことから信ぴょう性がないと考え、調査を指示しなかった。

たしかに、内部通報の全てを調査するのは会社の業務量を過度に増加させる可能性があり妥当でない。しかし、本件では、Dは法務・コンプライアンス部門の担当役員であること、甲者の社員からの通報であること、調査2週間で不正行為が明らかにされたことなどを考慮すると、Dに善管注意義務違反があったといえる。

ウ 以上から、Dは上記責任を負う。

以上

総評

全体的にコンパクトにまとまっていて良い構成と思います。また、問題文をながなが書き写すだけではなく適宜省略したり簡素化して認定している点は、時間内に答案を書ききるという観点から素晴らしいと思います。

次は、事実の適示に濃淡（重要なところは詳しく、そのほかは簡潔に）をつけられるともっと良い答案になると思います。

答案は、ある程度基本から書くことなどを意識して今後勉強続けてもらえればと思います。

コメントの追加 [td5]: 義務違反についての事実の適示について、他に比べて簡素ですが、試験時間との関係では致し方ない部分もあります。
むしろ実際の試験で途中答案になりそうならこの程度の記載でもいいので書いてください。
各事実を適切に短縮したり簡素化して書いているところは、試験とのテクニックでとても重要でよくできていると思います。